

富士見市みんなで取り組む食育推進条例

(目的)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく食育の推進に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者、子育て関連施設関係者、保健医療関係者、農業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市と市民が一体となって食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって健康で豊かな活力ある富士見市の実現と市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 食 食生活及び食材の生産、加工、流通、調理等に至る広範な事象をいう。
- (3) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (4) 子育て関連施設関係者 子育てに関する施設に従事する者及び団体をいう。
- (5) 保健医療関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生その他の関連分野に関する業務に従事する者（前号に規定するものを除く。）及びこれらの業務を行う機関をいう。
- (6) 農業者 農業（畜産業を含む。）を営む者及び農業に関する団体をいう。
- (7) 食品関連事業者 食品関連の事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。
- (8) 地産地消 地域で生産された物を地域で消費することをいう。
- (9) 食生活改善推進員 食育基本法第4条に規定するボランティアで、市で行う養成講習会を修了したものをいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民一人一人が、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い知識及び理解を深め、生涯にわたって健全な食生活を実践すること。
- (2) 食に対する感謝の気持ちを育むとともに、豊かな心を培うこと。
- (3) 食育において重要な役割を有している家庭、保育所、学校等では、積極的な食の環境づくりに努めること。
- (4) 食生活において基本となる安心安全な食品及び食の環境が守られるよう推進すること。
- (5) 地域の食文化及び特性を生かし、地産地消を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、国及び埼玉県との連携を図りつつ、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

2 市は、市民に対し、食育の推進に関する施策の普及啓発に努めるものとする。

3 市は、食育の推進に当たっては、市民、教育関係者、子育て関連施設関係者、保健医療関係者、農業者、食品関連事業者及び食生活改善推進員との連携及び協力に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、食に関する知識を深め、健全な食生活の実践に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 父母その他の子どもの保護者は、家庭が食育において重要な役割を有することを認識するとともに、食を通じて子どもたちの健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第6条 教育関係者は、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 学校は、教育活動全体を通じて食育の推進に努めるものとする。

(子育て関連施設関係者の役割)

第7条 子育て関連施設関係者は、食育の基礎を培うことの重要性を理解し、食に関する指導内容及び指導体制の充実を図るとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第8条 保健医療関係者は、積極的に食育の推進に努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(農業者の役割)

第9条 農業者は、安心安全な食料の供給の重要性を理解し、食料の生産に努めるものとする。

2 農業者は、農業に関する様々な体験の機会を提供し、自然の恩恵及び農業への理解が深まるよう消費者との交流を図るとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第10条 食品関連事業者は、積極的に食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供に努めるものとする。

(施策の基本的な事項)

第11条 市は、食育の推進に関する施策を推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 家庭における食育に関する知識の普及啓発等に必要な事項
- (2) 家庭、保育所、学校等における効果的な食育の推進に必要な事項
- (3) 地域、職場等における食生活の改善に必要な事項
- (4) 食生活改善推進員の養成に必要な事項
- (5) 安心安全な食料の供給及び生産に必要な事項
- (6) 食文化の継承に必要な事項
- (7) 食育の観点からの歯科口腔保健^{くわ}の推進に必要な事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、食育を推進するために必要な事項

(行動計画の策定)

第12条 市長は、総合的かつ計画的に食育を推進するため、食育に関する行動計画を策定する。

(財政上の措置)

第13条 市は、食育に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。